

みせ税理士 の

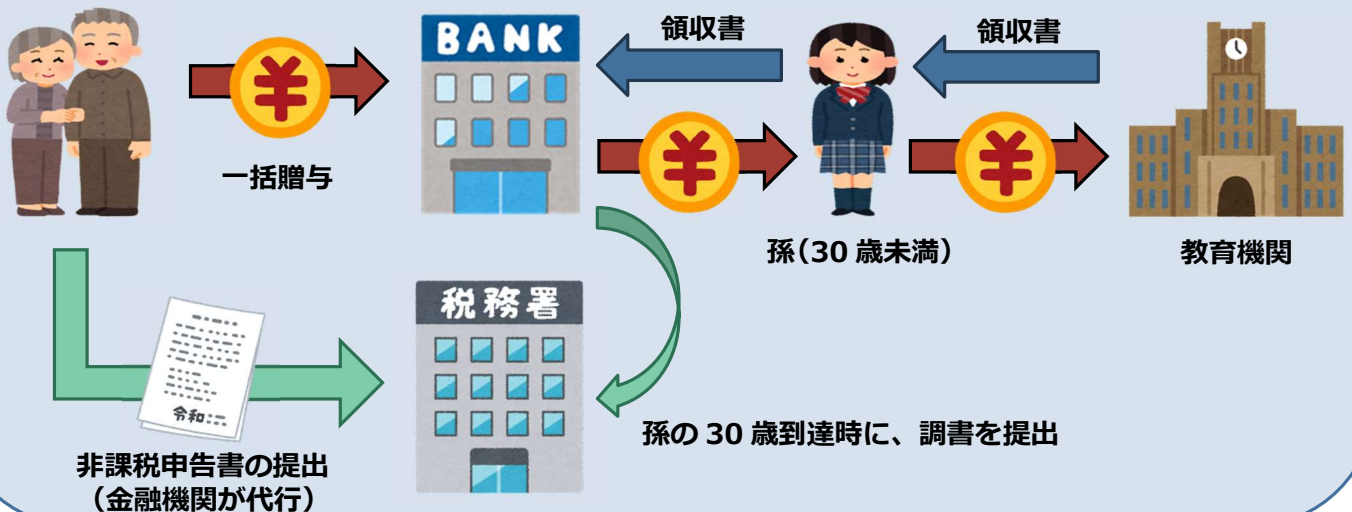
相続相談手帖 第58話

★教育資金贈与の活用

Q 私（仮名：加賀猛）は、今年4月に東京の大学に入学する孫へ、入学金と在学4年間の授業料600万円を一括で贈与したいと考えています。
この場合、贈与税の負担は発生するのでしょうか？

A 加賀さんが贈与した授業料等は**すべて贈与税の対象**となり、**68万円の贈与税**が発生します。
原則、生活費や教育費は非課税です。
ただし、教育費の贈与が非課税になるためには、その都度、贈与する必要があります。
つまり、1年間ごとに必要な授業料を贈与するのであれば、贈与税は非課税となります。
加賀さんの場合は、一括で教育費を贈与しているため、贈与税が課税されます。

4年間の教育費を一括で贈与したい場合は、「**教育資金の一括贈与**」制度の活用をお勧めします。
教育資金贈与（教育資金一括贈与）とは、直系尊属である贈与者（両親・祖父母・曾祖父母など）が、**30歳未満**の直系卑属である受贈者（子供・孫・ひ孫）に、取扱金融機関との教育資金管理契約に基づいて教育資金を一括贈与した場合、**受贈者一人あたり最大1,500万円**（習い事等は最大500万円）までは、贈与税が非課税になる特例です。



上記特例を適用すれば、加賀さんが贈与した授業料・入学金は、**すべて非課税**となります。

さらに、贈与した600万円は、加賀さんの死亡時において、加賀さんの相続財産から除外され、**相続財産に持ち戻す必要はありません**。（※一定要件を満たす必要があります。）

このため、相続税対策として、複数の孫へ生前に教育資金を一括して贈与することは、効果的な相続税の節税につながります。

例えば、孫3人に1,500万円の教育資金を贈与した場合、総額4,500万円の財産を相続財産から除外することが可能になります。仮に相続税率20%のラインの方であれば、900万円の相続税を節税することができます。ただし、**上記特例の期限は令和5年3月31日**となっていますので、ご注意ください。